

[事案 30-181] がん給付金支払請求

・令和元年 7 月 3 日 和解成立

<事案の概要>

契約日より前に、募集人ががん保険の契約意思を伝えていたことを理由に、がん給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

乳がんにより入院し、手術を受けたため、平成 29 年 12 月に契約したがん保険にもとづき、給付金を請求したところ、契約から 90 日後の責任開始期より前に乳がんと診断されていたことを理由に、本契約は無効とされ、給付金が支払われなかったが、以下の理由により、平成 29 年 3 月に遡って契約は有効とし、がん給付金を支払ってほしい。

- (1)平成 29 年 3 月頃に、募集人からがん保険を提案され、加入したい旨を伝えたが、この時には契約手続きがなされなかった。その後、募集人から連絡がなく、半年後にも契約手続きをしたい旨を募集人に伝えたが、この時にも契約成立には至らなかった。
- (2)募集人が速やかに契約手続きを行っていたら、もっと早い時期に契約が成立し、乳がんの診断確定前にかん保険が責任開始していた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人が、契約日以前にかん保険の加入意思を募集人に伝えたことはない。
- (2)他保険に関して、募集人の事務疎漏により契約が不成立となったことがあるが、本契約についてそのような経緯はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約日以前に申立人が本契約の申込みを行ったとは認められず、募集人が本契約について申込みを促す義務があったとは認められないが、紛争の早期解決の観点および以下の理由等により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)契約前の経緯を踏まえると、申立人は平成 29 年春頃に本契約の提案を受け、その当時および半年後に契約意思を募集人に表明していたと認められる。
- (2)一方、他保険も含め、募集人は基本的な事務処理において事務ミスを繰り返し、2 回にわたり申立人が申し込んだ他保険を不成立にするなど、契約手続きにおける対応において適切さを欠いており、そのことが本紛争の一因となった可能性が否定できない。